

平成29年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

平成29年11月20日（月） 午後2時から午後4時00分まで

2 場 所

第3庁舎15階第2会議室・第3会議室

3 出席者

【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 中鉢部長
資産管理部契約課 西之坊担当部長、小澤担当課長、
濱田調整係長、今野土木契約係長、
成松建築契約係長

【設計担当】

まちづくり局	施設整備部長寿命化推進担当	伊藤担当課長、玉井担当係長
まちづくり局	施設整備部機械設備担当	丹波担当課長、大久保担当係長
建設緑政局	広域道路整備室羽田連絡道路建設担当	小沼担当課長、志村担当係長
建設緑政局	総務部技術監理課	真達担当係長
上下水道局	水管理センター水道施設管理課	河岸課長、木村施設第2係長
高津区役所	道路公園センター整備課	竹内課長、千葉土木整備係長
交通局	企画管理部経理課	
病院局	総務部経営企画室	
	他関係職員	

- ### 4 議 題
- (1) 入札・契約手続の運用状況等について
 - (2) 平成29年4月1日から平成29年9月30日までに契約した工事の抽出事案について
 - (3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [平成29年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題（1）について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料1）について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成29年4月1日から平成29年9月30日までに発注した工事について、契約方

法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「平成29年度指名停止等一覧(前期抜粋分)」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成29年度前期に指名停止等を行った事案を報告

委員長 [事務局説明に対する質疑について]

委員 指名停止期間について1年間とする事案があるが、契約不履行に対する指名停止期間が1年間というのは標準的なのか。

事務局 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱にて契約不履行に対する指名停止期間は12か月以上36か月以内と定めている。また、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針にて、措置期間については短期を起点として指名停止措置を行うと定めている。契約不履行については別の事案でも12か月としている。

委員 指名停止について、逮捕された事実を以って指名停止としているのか。

事務局 逮捕された事実を以って指名停止している。情報入手としては新聞報道や他都市から指名停止情報提供等がある。また、事業者からも顛末の報告を受け、事前に説明を行い、納得をしてもらったうえで、指名停止措置を行っている。

委員 別の自治体では入札制度改革により入札不調が増え、工事着手が事業計画通りに進まないことから再度入札制度を改革するという話を聞きますが、川崎市では入札制度により入札成立が遅れ、工事着手が遅れるようなケースはあるのか。

事務局 全般的に入札制度改革により入札成立が遅れ工事着手が事業計画通りに進まない、ということはない。全くないわけではないが、その場合は、入札参加条件等の工夫をして事業計画通りに進めている。入札不調から再発注に伴う事業計画に影響が出そうな要因を含んだ工事入札はあった。例えば、不調になった案件は、共同企業体での入札参加資格条件としていたところを単独企業も入札参加可とする入札

参加条件の工夫を行っている。

委員 建設費の高騰により入札予定価格と採算が合わないことにより不調となることもあるようですが川崎市ではいかがか。

事務局 本市の予定価格は国が定めた単価に基づき、客観性を持った予定価格を決定している。国の単価設定については、市場価格を指標としているところから、また国の単価を自治体は倣っていることから時間差で単価の差異が生じることはあるかと思われるが、入札自体に影響がでているとは考えていない。

委員 承知した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

委員長 [議題（２）について]

議題（２）の「平成２９年４月１日から平成２９年９月３０日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 今回の工事は国土交通省航空局、東京都及び川崎市が事業施行者となっているインフラ関係の工事とのことだが、東京都と国土交通省航空局は本工事の契約の手続きの過程で関わることはなかったのか。

設計担当 本工事については、東京都と川崎市が施工者となる部分の橋梁の工事である。東京都と川崎市で協定を結び、川崎市が工事の施工者となっている。なお、国土交通省は環状８号線側（東京都側）の橋梁にかかる箇所等について別途工事で施工予定である。

委員 東京都との間では協定を締結しているとのことだが、国土交通省とはどのような取り決めがなされているのか。

設計担当 基本協定を国土交通省、東京都及び川崎市にて締結している。基本協定にて国土交通省が施工する箇所、東京都と川崎市が施工する箇所を定めている。環状８号線は国土交通省が管理する羽田空港内の施設の道路

であるので単独施工の箇所を定めている。また、東京都と川崎市の間では工事費用負担については折半である旨等を定めている。

委員 東京都と川崎市の折半とのことだが、工事箇所のどの部分になるか。

設計担当 多摩川にかかる橋梁の部分である。工事延長871.02mのうち約600mある川幅にかかる橋梁の部分については東京都と川崎市にて工事費用を折半する。多摩川から国道409号にかかる部分については川崎市の単独施工とし、橋梁と環状8号線にかかる部分については国土交通省の単独施工となっている。

委員 そうであれば今回の工事は多摩川にかかる橋梁の部分と川崎市側の取り付け部分の工事ということでよいか。

設計担当 そのとおりである。

委員 入札説明書を確認すると英文での記載があるがWTO案件ということで外国企業の参加も見込んでのことか。

事務局 そのとおりである。WTO案件は入札説明書に「Summary」を記載している。

委員 了承した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「梶ヶ谷小学校ほか1校体育館改修及び会議室等新築その他工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「梶ヶ谷小学校ほか1校体育館改修及び会議室等新築その他工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 低入札価格調査を行う基準はあるのか。

事務局 発注方式が総合評価落札方式で予定価格（税込）が1億8千万円以上の工事を対象に低入札価格調査制度を適応している。なお、今回の工事の業種「建築」については3億5千万円以上が対象となる。また、総合評価落札方式による工事案件ごとに低入札価格調査基準を設定し、落札候補者の入札金額がその基準を下回る場合には、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか調査を行っている。

委員	川崎市では、最低制限価格は、工事案件ごとに予定価格の80%～95%の範囲で設定しているようですが、調査基準価格を設定する際の基準はどこに規定しているのか。
事務局	川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領第3条第2項である。また、最低制限価格と同様の率としている。算出方法についても、川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱第3条と同様の方法にて率を算出している。
委員	総合評価落札方式技術評価項目配点表にある「企業の施工実績」のうち、過去3年間の本市工事成績評定点の平均点という項目があるが、工事成績点は工事完成後に評価を行っているのか。
事務局	工事完成後に市の職員が検査員となり、工事完成検査を行っている。現地調査や調査項目について検査を行い、検査結果に基づき工事成績評価点を付している。
委員	承知した。
	【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】
事務局	○指名競争入札の抽出事案「市道子母口7号線道路補修（打換）工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	【指名競争入札の抽出事案「市道子母口7号線道路補修（打換）工事」の事務局の説明に対する質疑について】
委員	開札状況表から8者応札のうち、予定価格超が2者、同額の入札金額で5者が無効となっているが、予測できることがあれば考えを教えてください。
設計担当	予定価格を超過した2者については、応札金額の意図に関してまでは不明確だが、業者としての自社の利益を考慮し、この金額で落札できればという希望が含まれていたためと考えられる。無効の5者については、一定の技術力があれば予定価格を算出することは容易なため、業者としては落札したい最低ライン付近の価格で応札する傾向にあったと考えられる。
委員	指名競争入札について、指名業者選定運用基準では指名及び契約の実績というのが要件にあるが、新規の業者に関しては指名業者選定にあた

って配慮はあるのか。

事務局 昨年度や当該年度の一般競争入札で落札した実績から指名業者として選定することはあるかと思われる。

委員 指名業者選定運用基準では業種「塗装」のCランクは5者としているが、今回は8者指名している経過は。

事務局 現在は市内で業種「塗装」Cランクで登録している業者が多いこと、受注機会確保方式を試行実施していることや中小企業の育成等の市の方針を踏まえ、実情を鑑みて指名業者数を基準より増やしているところである。

委員 了承した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「長沢浄水場 排水処理施設返送水ポンプ3号修理工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [指名競争入札の抽出事案「長沢浄水場 排水処理施設返送水ポンプ3号修理工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 開札状況表から指名業者のうち予定価格超が7者となっているが、どういった分析をされるか。

設計担当 予定価格については公表している水道工事標準積算基準書、労務単価等に則って、設計・積算を行っている。修理対象物の機器仕様や作業内容等が分かり易く設計図書に記載していること、また、過去の落札結果等を参考に当市発注工事の設計積算についての研究を行っていることが考えられる。本工事はポンプの修理工事であり、機器仕様等から予定価格の見当がつくため、7者については少しでも利益を大きく取りたいという意図がはたらいたと考える。

委員 12者指名とのことだが、指名業者選定運用基準では業種「機械」は等級区分がないので、A等級区分の基準10者に準じて決定したということではよいか。

事務局 機械工事については、過去の同種同様の工事の落札過程を踏まえた上で、一定の指名業者数を増やすことで入札成立するように市の方でも工夫しているところである。

委員 指名業者数が増えることについては悪いことではないので、実績等を

踏まえて指名業者選定運用基準の見直しを検討されてはいかがかと思う。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「市道坂戸63号線道路改良工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「市道坂戸63号線道路改良工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 随意契約の根拠法令として、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」としているが、不利と認められると判断されたのか。

設計担当 本工事は、街きょ設置等を主体とした一般的な道路改良工事であり特殊な工法等を要する内容ではないが、施工範囲に事業協力者から無償借地する区間があり、この区間が土壤汚染区域に指定されていることから、汚染土が飛散しないような厳重な施工管理が必要である。また、事業協力者の構内擁壁再構築工事も同時期での施工を予定しており、事業協力者からセキュリティ上の問題で防犯対策を強く求められている。
本市単独で工事を行う場合、施工範囲の一部に土壤汚染区域が含まれているため、事業協力者による撤去作業後は汚染土壌の飛散対策のため更地の状態にしておくことができないこと、隣接地の擁壁再構築工事と施工範囲が重複しており事業協力者が実施する工事とのスケジュール調整や工程管理が困難であること、また施工範囲の一部である土壤汚染区域は事業協力者の敷地であるため、防犯上の観点から施工期間中におけるセキュリティ対策を求められていることから競争入札に付することが不利と判断している。

委員 歩道を作るときに敷地の特性が一時的に問題になりえて、その特性を十分理解しているのは事業協力者の敷地内の建て替え工事を請負っている業者なので、その業者しかできないという特殊な案件という理解でよいか。

設計担当 そのとおりである。

委員 合わせて、競争入札に付することが不利になることの解釈について、規定集「随意契約のガイドライン」中にあるように、工事の安全性も考慮しているという理解でよいか。

設計担当 そのとおりである。

委員 了解した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局	○随意契約の抽出事案「麻生消防署王禅寺出張所改修冷暖房その他設備工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[随意契約の抽出事案「麻生消防署王禅寺出張所改修冷暖房その他設備工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	前段として、平成29年7月に一般競争入札をし、入札不調であったということだが、どういう状況だったのか。
事務局	開札状況は、2者の参加があり、1者は無効、もう1者は辞退だった。随意契約については、1回目の入札時に最低制限価格を下回り、無効となったが、唯一応札があった業者に見積を依頼した。
委員	随意契約の場合に予定価格よりかなり低い金額で応札があった場合は無効になるのか。
事務局	随意契約については競争性はないということで、見積り合せの形をとっており、最低制限価格は設定していない。予定価格以下なら成立する。
委員	今回の随意契約相手の選定はどのように決定したのか。
事務局	契約の相手方について法令上特に規定はない。先に行った入札に参加しなかった者と契約締結することもできるが、不落随契の場合、一般的には入札に参加した業者（一番札の業者など）を含めて見積書を徴した結果でその業者と随意契約をすることになる。川崎市もこの方法をとっている。
委員	建築工事および電気設備工事と同時に進める必要があるとの理由が随意契約理由書に記されているが、建築、電気工事をまとめて発注するということはやらないのか。
事務局	川崎市としては川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例の中で、工事について分離分割発注に努めるとしていることから、分けられる工事は分けている。
委員	了承した。
委員長	質問等無ければ、以上で審議を終了したい。
	審議の結果、平成29年度前期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認した。

委員長 [議題（3） その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

再任となった場合は、委員会の運営指針により、次回は土田委員が抽出委員となる予定である旨を確認。

○平成30年度前期の委員会の開催日について

平成30年5月25日（金）に委員会を開催することを提案し了承された。

[閉会]

委員長 それでは、これで平成29年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。